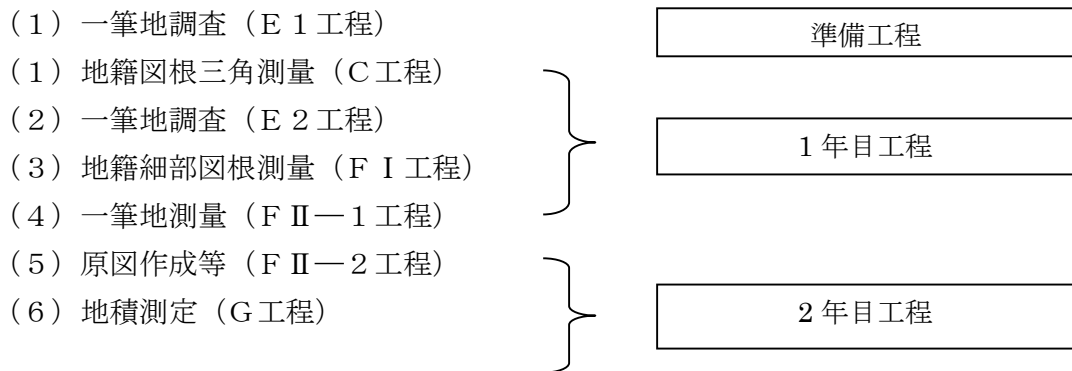


特記仕様書

1. 本業務委託は、契約書に基づき、香南市地籍調査委託業務共通仕様書の他にこの特記仕様書によるものとする。
2. 特記仕様書と共通仕様書並びに契約図書の記載内容に差異があった場合の優先順位は下記の通りとする。
 1. 特記仕様書
 2. 契約図書
 3. 共通仕様書

3. 本業務の作業工程は、下記のとおりとする。各工程の内容は共通仕様書による。



4. 本業務の作業について、地籍図根多角測量 (D 工程) を省略し作業を行うため、改正準則・改正運用基準を順守し業務を行うこと。

(運用基準改正：令和3年3月30日 国不籍第555号)

5. 本業務で納品する成果品は下記のとおりとする。

- (1) 各作業共通
 - ①工程表
 - ②自社検査成績表
 - ③その他各工程上必要な資料
- (2) 一筆地調査 (E 2 工程)
 - ①一筆地調査図
 - ②地籍調査票 (立会印のあるもの)
 - ③調査前・調査後の磁気記録

- ④調査図関係の磁気記録（SIMA 形式）
- ⑤その他必要な資料
- （3）地籍図根三角測量（C 工程）
 - ①基準点等成果簿写
 - ②地籍図根三角點選点手簿
 - ③地籍図根三角點選点図（準則第 5 0 条）
 - ④地籍図根三角測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ⑤地籍図根三角点網図（準則第 5 2 条）
 - ⑥地籍図根三角点成果簿（準則第 5 2 条）
 - ⑦精度管理表
 - ⑧測量標の設置状況写真
 - ⑨基準点等及び地籍図根三角点の磁気記録（SIMA 形式）
 - ⑩その他必要資料
- （4）地籍細部図根測量（F I 工程）
 - ①細部図根點選点図
 - ②細部図根測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ③細部図根点網図（地籍図根多角点網図と兼用可）（準則第 6 7 条）
 - ④細部図根点成果簿（準則第 6 7 条）
 - ⑤細部図根点精度管理表
 - ⑥測量標の設置状況写真
 - ⑦細部図根多角点の磁気記録（SIMA 形式）
- （5）一筆地測量（F II—1 工程）
 - ①一筆地測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ②与点の点検
 - ③筆界点の位置に関する精度管理表
 - ④細部図根点の磁気記録
 - ⑤筆界点座標値及び筆図形の磁気記録（SIMA 形式）
 - ⑥その他必要資料

6. 地籍調査成果品の第三者機関による検定について

当業務における地籍調査の成果品について、国土地理院に登録されている第三者機関による検定を受けることを指示することがある。この場合、新たに検定に要する費用は、業務委託料の変更の対象とする。また、受注者は地籍調査業務に関して第三者機関と協議を行った場合は、協議記録を作成し、発注者に提出しなければならない。